

商品名等 (電気用品名等)	ニードルパンチミシン
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、特殊な針を使用してフェルトを布の中に押し込んで刺繍する電動刺繍機である。</p> <p>○構造、仕様、意匠 一般的なミシンは、縫機構を有して布送り機構があり、布を糸で縫う機能を備えているのに対し、本製品は、電動機等の電装部は一般のミシンと同様であるが、布を糸で縫う機能はなく、布にフェルトを押し込むための特殊な針を備えている。 なお、本製品に布を糸で縫う機能を付加することは、構造上不可能である。</p> <p>定 格：100V、50－60Hz、35W</p> <p>○主な使用者、販売先 一般消費者</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「電動ミシン」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、一般的なミシンと異なるものの、ミシンの機能の一つである刺繍を行うものであることから、「電動ミシン」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	